朝高魂尊五世孫建彌巳々命改爲直とある文によりたるなれば據なきにあらねど古事記に天菩比命之子建比良鳥命云々津島縣直云云等ゝ祖也とあるに合されば此に祭るべきにあらずとも云べけれど此神社は縣直氏の祭れる神ならんも知るべからず國造本記の說にも由あれば今は相殿として記せり

神位 仁明天皇承和四年二月戊戌對馬島下縣郡无位高御魂神奉レ授二從五位下一清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申奉レ授二對馬島從五位下一高御魂神從五位上一十二年三月五日丁巳授二對馬島從五位上高御魂神正五位下一

祭日 一月三日

社格 村社

所在 豆酘下村（字東神田）（下縣郡豆酘村）

銀山上神社

祭神 金山彥命

祭日 四月十五日

社格 村社

所在 久根田舍村（字御所山）（下縣郡久根田舍村）

雷命神社

祭神 雷大臣命

今按神名帳考證に豆酘雷大明神云々今豆酘村にて龜卜をする岩佐氏正月に豆酘村の西なる社に詣て此神を祭り卜をするなり龜卜は雷命より傳れり雷命は卜庭神にて神功皇后に隨ひ三韓に渡り當國に住玉ふ阿連村其住處也と云傳へたり阿連村に雷神あり占甲も今此村より出す也阿連村は居處なるが故に祭りたるが豆酘社は其神ならんと云る此に由緣あり此傳說の如く必ず雷大臣命を祭れるものとみえたり此命は皇尊分脈に天兒屋根命十世の孫臣狹山命の子跨耳命とある卽雷大臣命にて其條下に足中彥天皇之朝廷習二大兆之道一達二龜卜之術一賜二姓卜部一令レ供二奉其事一とみえ續日本紀に天應元年秋七月壬戌朔癸酉右京人正六位上柴原勝子公言子公等之先祖伊賀都臣是中臣遠祖天御中主命二十世之孫意美佐夜麻之子也伊賀都臣神功皇后御世使二於百濟一便娶二彼土女一生二一男一名二目本大臣一大臣遙尋二本系一歸二於聖朝一云々とあるにも符合へるを以て社說に從へり

神位 仁明天皇承和十年九月甲辰對馬島无位雷命神奉レ授二從五位下一

祭日 六月八日

社格 村社

所在 阿連村（字堂ノ平）（下縣郡阿連村）

和多都美神社（名神大明細帳八幡宮神社に改稱あり）

祭神 底綿津見神

中綿津見神

上綿津見神

豐玉姬

玉依姬

今按長崎縣式內社記に本社祭神はもと豐玉姬玉依姬二座なれど社號によれば必ず和多都美神なるべし仍て加祭すとあるが如く其主神は綿津見神なるを配享の神の御名のみ傳はりしものなるべし故今之に從ふ

神位 仁明天皇承和四年二月戊戌對馬島下縣郡無位和多都美神奉レ授二從五位下一清和天皇貞觀十二年三月五日丁巳詔授二對馬島從五位上和多都美神正五位下一

祭日 九月十三日

社格 鄕社

所在 今屋敷町（字清水山）（下縣郡中村町）

（清水山同社は明治初年に和多津美社と唱へしものにて古來證とすべき皆八幡宮にて全く和多津見に非す八幡宮なるに付八幡宮の稱に復し度旨願出廿年十月長崎縣より照會有之に付此條は訂正すべし和多津見神社所在は追て取調ふべし

多久頭神社

祭神 多久都玉命

今按本社由緣に神武天皇御宇天神地祇を祭り玉ふ處なり又神功皇后三韓に向ひ玉ふとき諸神を拜し玉ひし神社也とみえ式內社記に祭神天津神國津神とあれど信がたし式に神名を擧て多久頭魂神とあるを神名と云事を知らずかかる說を云出たるものなるべし此神は新撰姓氏錄瓜工連の條に神魂命子多久都玉命とある同神なる事著し

神位 仁明天皇承和四年二月戊戌對馬島下縣郡無位多久都神奉レ授二從五位下一清和天皇貞觀十二年三月五日丁巳詔授二對馬島正五位上多久都神從四位下一

祭日 十月十八日

社格 鄕社

所在 豆酘上村（字龍良山）（下縣郡豆酘村）

太祝詞神社（名神大）

祭神 太祝詞命

雷大臣命

神位 仁明天皇承和四年二月戊戌對馬島下縣郡無位太祝詞神奉レ授二從五位下一清和天皇貞觀十二年三月五日丁巳詔授二對馬島從五位上太祝詞神正五位下一

祭日 九月八日

社格 村社

所在 加志村（字氏神山）（下縣郡加志村大字京原）

阿麻氏留神社